

市町村事務処理標準システムにおける都道府県で定める可変パラメータの設定値

資料 7 - 2

国保運営作業部会での協議結果等を踏まえ、本資料のとおり決定としたい。

(1) 都道府県で定める可変パラメータ(資格管理)

No.	パラメータ名称	設定値の説明	機能説明	設定値(初期値)案	千葉県案	理由
1	(紙) 保険証の有効期限判定	0000: 世帯内最小有効期限を採用 0001: 世帯内最大有効期限を採用	世帯(保険証番号)単位の保険証、短期証、資格証を出力する場合、証に出力する有効期限の判定方法を設定する。	0000: 世帯内最小有効期限を採用	設定値(初期値)案 どおり	・「0001」とした場合、「世帯証(世帯まとめて1枚の証として交付)」の中に有効期限を過ぎた被保険者が含まれる恐れがあるため。 ※保険証等を「個人証(個々にカード型で交付)」で交付している場合、当設定値を活用しない。(市町村ごとに「世帯証」と「個人証」の選択が可能。)
2	70歳以上の負担区分判定時、未申告世帯に適用する課税区分	0000: 一定以上 0001: 一般	世帯員全員が住民税を未申告の世帯の場合に、70歳以上の被保険者について、どの負担区分にするかを設定する。	0000: 一定以上	0001: 一般	・国民健康保険質疑応答集954ページにおいて、高齢者の所得が判明しない場合には、「政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上であるとき」との判断がつかないため一定以上所得非該当となるという解釈に準じるため。
3	未申告者が存在する世帯の70歳以上の負担区分判定	0000: 申告した人の所得で判定 0001: 課税世帯として判定※1 ※1 No.2「70歳以上の負担区分判定時、未申告世帯に適用する課税区分」にて、「0000: 一定以上」を選択した場合の負担区分は一定以上となり、「0001: 一般」を選択した場合の負担区分は現役並み所得となる被保険者が存在するときに一定以上となり、存在しないときは一般となります。	未申告者が存在する世帯の場合、負担区分判定を申告者のみで行うか、未申告者を課税者とみなして判定するかを設定する。	0001: 課税世帯として判定	設定値(初期値)案 どおり	・「0000」とした場合、未申告者に申告勧奨を行う意義が薄れるため。
4	課税区分判定時、未申告世帯に適用する課税区分	0000: 上位/上位ア 0001: 一般/一般ウ 0002: 上位/上位ア※1 0010: 上位/上位イ 0011: 一般/一般エ 0012: 上位/上位イ※1 0101: 一般/一般ウ※2 0110: 上位/上位イ※2 0111: 一般/一般エ※2 (H26.12まで/H27.1以降) ※1ただし擬主のみが未申告の場合は世帯の合計所得に応じて課税区分を設定する。 ※2設定値の課税区分と合計所得に応じて判定した課税区分を比較してより上位となる課税区分を設定する。	未申告判定の結果、未申告世帯の場合に、どの課税区分にするかを設定する。	0002: 上位/上位ア	設定値(初期値)案 どおり	・国民健康保険法施行令第29条の3(高額療養費算定基準額)に基づく。
5	給付開始年月日設定条件	適用開始届出年月日から差し引く日数を設定。初期値は「9999」	給付開始年月日に適用開始届出年月日から何日引いた値を設定するかを設定する。	9999	設定値(初期値)案 どおり	・適用開始年月日からでなく、適用開始届出年月日からの開始を希望する市町村が存在しないため。
6	給付開始年月日設定値選択	0000: n日引いた日 0001: 届出日	給付開始年月日に適用開始年月日から指定日数を引いた値を設定するか、適用開始届出年月日を設定するかを設定する。	0000: n日引いた日	設定値(初期値)案 どおり	(1) 5と同様。
7	国保扶養情報取込区分	0: 扶養情報参照しない 1: 扶養情報参照する(未申告の場合申告とみなす)	負担区分判定において扶養者について未申告者として扱うか申告者として扱うかを設定する。	1: 扶養情報参照する(未申告の場合申告とみなす)	設定値(初期値)案 どおり	・多くの市町村の見解が一致しており、運用を変更した場合に被保険者や市町村事務に与える影響が大きい。 ・(2) 7、(2) 8と整合性を図るため。
8	70歳未満の課税区分	0: 取り込まない 1: 取り込む	課税区分判定時に簡易申告した被保険者について未申告者として判定する設定を年度毎に行う。	1: 取り込む	設定値(初期値)案 どおり	・多くの市町村の見解が一致しており、運用を変更した場合に被保険者や市町村事務に与える影響が大きい。 ・住民税申告を行うことができない被保険者が存在するため。

No.	パラメータ名称	設定値の説明	機能説明	設定値（初期値）案	千葉県案	理由
9	70歳以上の負担区分	0:取り込まない 1:取り込む	負担区分判定時に簡易申告した被保険者について未申告者として判定する設定を年度毎に行う。	1:取り込む	設定値（初期値）案 どおり	(1) 8と同様。
10	前期高齢の課税所得に肉用牛売買の免税所得を含める	0000:含めない 0001:免税所得を含める	負担区分の一定以上の判定根拠とする課税所得に、肉用牛売買による免税所得を含めるか含めないかを設定する。	0001:免税所得を含める	設定値（初期値）案 どおり	・全市町村の見解が一致しているため。

(2) 都道府県で定める可変パラメータ(保険料(税)賦課)

1	全喪時の軽減再判定設定	0000:全喪後再取得は再判定する 0001:全喪後再取得しても再判定しない	賦課計算(オンライン バッチ)において、同一年度内で、全部喪失後、同一保険証番号で再取得した場合、軽減判定を再取得時に再判定する/しないを設定する。 「0000:全喪後再取得は再判定する」を設定した場合、再取得時点の世帯構成で軽減判定する。 「0001:全喪後再取得しても再判定しない」を設定した場合、再取得しても前歴の全部喪失時の軽減区分を引き継ぐ。	0000:全喪後再取得は再判定する	設定値（初期値）案 どおり	・全部喪失した時点で資格終了年月日が設定され、その後に再取得したときは新たな世帯として資格取得年月日が新規設定されるべきであることから、軽減判定においても同様に扱うため。
2	賦課期日時点判定方法	0000:月単位に判定 0001:世帯主の資格取得日で判定	賦課計算(オンライン バッチ)において、軽減判定を行う際に賦課期日（軽減判定対象者を特定する基準日）の判定条件を設定する。 「0000:月単位に判定」を設定した場合、軽減判定を行う世帯の開始を4/1時点及び各月単位にて開始月を判定し、開始月における課税対象者全員で軽減区分を判定する。 「0001:世帯主の資格取得日で判定」を設定した場合、軽減判定を行う世帯の開始を世帯主の開始日にて判定し、開始日における世帯構成で軽減判定する。被保険者の増減があっても、世帯主変更が発生しない限り、軽減区分は変わらない。	0001:世帯主の資格取得日で判定	設定値（初期値）案 どおり	・全市町村の見解が一致しているため。
3	同月再加入再判定フラグ	政令軽減及び単身軽減の判定時に、同月内で全喪→再加入したケースの判定方法 0:同月再加入時の再判定をしない 課税期間が継続していない場合、再加入時に再判定を行う（従来通り） 1:同月再加入時に再判定する。 同月内再加入も再判定を行う ただし、政令軽減においては、セットアップの設定が以下の設定（①かつ②）の場合に有効である ①“0018”（全喪時の軽減再判定設定）を“0000:再判定する”に設定していること ②“0030”（賦課期日時点判定方法）を“0001:世帯主開始日”に設定していること	政令軽減及び単身軽減の判定時に、同月内で全喪→再加入したケースの場合、同月中に、再加入時の再判定をするかしないかを設定する。	1:同月再加入時に再判定する	設定値（初期値）案 どおり	(2) 1と同様。

No.	パラメータ名称	設定値の説明	機能説明	設定値（初期値）案	千葉県案	理由
4	退職65歳到達考慮	0000：考慮しない 0001：考慮	賦課計算(オンライン バッチ)において、年度途中で65歳到達する退職該当者がいる場合、年度末まで退職該当していたとみなして退職分の賦課計算をする/しないを設定する。 「0000:考慮しない」を設定した場合、年度末まで退職該当していたとみなして退職分の賦課計算を行う。年齢到達時に再度更正処理が必要となる。 「0001:考慮」を設定した場合、年齢到達月で退職非該当になっているとみなして退職分の賦課計算を行う。	0001：考慮	設定値（初期値）案どおり	・多くの市町村の見解が一致しており、運用を変更した場合に被保険者や市町村事務に与える影響が大きいため。 ・「0000」とした場合、更正処理が必要となるため。
5	未来日単身軽減判定オプション	0000：未来日判定有り 0001：未来日判定無し	賦課計算(オンライン バッチ)において、年度途中で75歳に到達する被保険者がいる世帯の場合、75歳到達以降は旧国保被保険者に該当し単身軽減が発生するとみなして賦課計算を行うか/行わないかを設定する。 「0000:未来日判定有り」を設定した場合、75歳到達で資格喪失し、それ以降は旧国保被保険者に該当し単身軽減が発生するとみなして賦課計算（月割計算）を行う。 「0001:未来日判定無し」を設定した場合、75歳到達で資格喪失し、それ以降は旧国保被保険者に該当しないものとして賦課計算（月割計算）を行う。	0000：未来日判定有り	設定値（初期値）案どおり	・多くの市町村の見解が一致しており、運用を変更した場合に被保険者や市町村事務に与える影響が大きいため。 ・設定値（初期値）案とした場合、資格異動がなければ更正処理を行う必要がないが、「0000」とした場合、資格異動の有無に関わらず更正処理が必要となるため。
6	4月2日社保加入者の軽減判定考慮オプション	0000:4月2日社保加入の場合、軽減判定に含める 0001:4月2日社保加入の場合、4月1日喪失と扱い、軽減判定に含めない	4月1日に社保加入し、4月2日に国保資格を喪失する場合、4月1日の賦課期日現在、被保険者資格を有するため、賦課計算(オンライン・バッチ)において、4月1日時点の軽減判定の対象に含める/含めないを設定する。 「0000:4月2日社保加入の場合、軽減判定に含める」を設定した場合、4月2日社保加入の方を、軽減判定の対象に含める。 「0001:4月2日社保加入の場合、4月1日喪失と扱い、軽減判定に含めない」を設定した場合、4月2日社保加入の方を、軽減判定の対象に含めない。	0000：4月2日社保加入の場合、軽減判定に含める	設定値（初期値）案どおり	・多くの市町村の見解が一致しており、運用を変更した場合に被保険者や市町村事務に与える影響が大きいため。 ・国保保険者標準事務処理システムに係る全国説明会（平成29年11月27日開催）での質疑応答において、国が設定値（初期値）案を回答しているため。

No.	パラメータ名称	設定値の説明	機能説明	設定値（初期値）案	千葉県案	理由
7	未申告判定方式区分	1：世帯全員で一人でも申告者がいたら申告 2：世帯未申告入力のみ 3：世帯全員で一人でも未申告者がいたら未申告 4：世帯主が申告者なら申告 5：未成年を除き一人でも未申告・被扶養未入力者がいれば未申告 6：未成年・老人を除き一人でも未申告者がいれば未申告 7：未成年を除き一人でも未申告者がいれば未申告 8：項番1と同じ。ただし、擬主が未申告の場合、未申告世帯 9：世帯主が未申告者の場合のみ未申告世帯。ただし、擬主以外全員未申告の場合、未申告世帯。 a：未成年・老人を除き一人でも未申告・被扶養未入力者がいれば未申告 b：被扶養者・未成年を除く世帯員全員で一人でも申告者がいたら申告 c：未成年・老人・被扶養者を除き一人でも未申告者がいれば未申告 d：老人・未成年以外で一人でも申告していたら申告世帯	賦課計算処理時に使用する未申告判定方式区分を選択する。 ※世帯の申告・未申告を判定する方式を選択する。この設定は、賦課計算の時に参照し、資格の処理では参照しない。	5：未成年を除き一人でも未申告・被扶養未入力者がいれば未申告	a：未成年・老人を除き一人でも未申告・被扶養未入力者がいれば未申告	・老人のみなし申告を行っている市町村が存在するため。（市町村ごとに「老人年齢」を設定可能なため、運用により実質老人のみなし申告を行わないことも可能。） ・「1」「4」「9」とした場合、未申告者に申告勧奨を行う意義が薄れるため。
8	資格未申告判定方式区分		資格未申告判定方式区分を設定する。 ※世帯の申告・未申告を判定する方式を設定する。この設定は、資格課税区分判定の時に参照し、賦課の処理では参照しない。	5：未成年を除き一人でも未申告・被扶養未入力者がいれば未申告	a：未成年・老人を除き一人でも未申告・被扶養未入力者がいれば未申告	(2) 7と同様。

(3) 都道府県で定める可変パラメータ(保険料(税)収納)

1	月報出力時の国保内訳按分方法	0000：年額按分 0001：期別按分	月報作成時における期別の収納額を、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分に按分する方法を設定する。 「0000」を設定した場合は、調定額の年間合計額の按分率により、按分計算する。 「0001」を設定した場合は、期別毎の調定額の按分率により、按分計算する。	0001：期別按分	設定値（初期値）案どおり	・全市町村の見解が一致しているため。
---	----------------	----------------------------	---	-----------	--------------	--------------------